



# 空き家対策は予防・管理・利活用！

## 空き家の発生予防

### ① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっている場合は相続登記をしておきましょう。相続登記をしないままでいると、相続人が多数になり、売却などの利活用が難しくなる場合があります(相続登記は令和6年4月1日から義務化されます)。

### ② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却など、利活用の方針を決めておき、家財や荷物の整理をしておきましょう。

## 空き家の管理

### ① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気や換気、敷地内の除草や庭木の剪定などを行いましょう。自分でできない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましょう。

### ② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

## 空き家の利活用

### ① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、「売却する」「賃貸に出す」などの利活用を考えましょう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

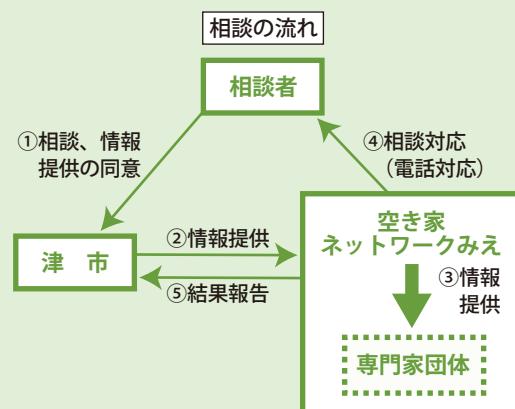
### ② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。

## 空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談は、相続登記や売却など専門的な内容が多いことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、取り組んでいます。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課へご相談ください。

**問い合わせ** 環境保全課(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、10時～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝・休日を除く)



## 空き家情報バンク

賃貸・売却を希望する空き家の物件情報を津市ホームページ「空き家情報バンク」で公開しています。また、空き家情報バンクで成約した空き家の家財道具処分費用、市外からの移住者が成約した空き家の改修費用の補助もありますので、お気軽にお問い合わせください。

**問い合わせ** 都市政策課(☎229-3290)

